

# 経済産業省の取組について

平成27年4月10日  
経済産業省 商務流通保安グループ  
中心市街地活性化室

# 中心市街地活性化法の概要

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

## 基本方針

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・地域活性化担当大臣・経済産業大臣・国土交通大臣、本部員:全閣僚)が案を作成し、閣議決定

### 内閣総理大臣による認定制度

内閣総理大臣

協議

同意

関係行政機関の長

認定申請

認定

### 認定基本計画への重点的な支援

市街地の整備改善

・都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)※(交付率・提案事業枠の拡大)

都市福利施設の整備

・暮らし・にぎわい再生事業※  
・中心市街地共同住宅供給事業※

まちなか居住の推進

・街なか居住再生ファンド

経済活力の向上

・中心市街地再興戦略事業費補助金等(H27年度)  
・中心市街地再生事業費補助金(H26年度補正)

※社会資本整備総合交付金を活用して支援

地域ぐるみの取組

中心市街地活性化  
基本計画  
<市町村が作成>

- 基本的な方針
- 位置及び区域
- 目標(定量的な数値目標)
- 計画期間(概ね5年以内)
- 中心市街地活性化のための事業等

※125市128区域  
認定済み  
(平成27年3月末時点)

認定中心市街地活性化  
基本計画

基本計画  
への意見

認定計画  
の実施等  
について  
意見

(例)  
中心市街地活性化協議会  
(まちづくり会社・商工会議所・市町村・民間事業者・地域住民等)

# 中心市街地活性化基本計画の認定実績(125市 128区域)

平成27年3月27日現在

北海道	帯広市※、富良野市※、北見市、旭川市、函館市 砂川市、滝川市、小樽市、稚内市、岩見沢市※
青森県	青森市※、八戸市※、十和田市、三沢市、弘前市
岩手県	盛岡市※、久慈市※、遠野市
宮城県	石巻市※
秋田県	秋田市、大仙市
山形県	山形市※、酒田市、上山市、鶴岡市
福島県	白河市※、福島市※、須賀川市
新潟県	長岡市※、十日町市、上越市(高田)、新潟市、
茨城県	石岡市、土浦市
栃木県	日光市、大田原市
群馬県	高崎市※
埼玉県	川越市※、蕨市
千葉県	柏市※、千葉市
東京都	—
神奈川県	小田原市
山梨県	甲府市※
富山県	富山市※、高岡市※
石川県	金沢市※
福井県	福井市※、大野市※、敦賀市、越前市
長野県	長野市※、飯田市※、上田市、塩尻市
岐阜県	岐阜市※、大垣市、中津川市、高山市
静岡県	藤枝市※、浜松市※、掛川市※、沼津市、静岡市(静岡・清水)
愛知県	豊田市※、豊橋市※、東海市、安城市、名古屋市
三重県	伊賀市

滋賀県	大津市※、長浜市※、守山市、草津市
京都府	福知山市
大阪府	高槻市、堺市
兵庫県	丹波市、姫路市※、川西市※、明石市、宝塚市、神戸市(新長田) 尼崎市、伊丹市
奈良県	奈良市
和歌山県	田辺市、和歌山市
鳥取県	鳥取市※、米子市
島根県	松江市※、江津市
岡山県	倉敷市※、玉野市、津山市
広島県	府中市※
山口県	山口市※、下関市、周南市、岩国市
香川県	高松市※
徳島県	—
愛媛県	松山市※、西条市
高知県	高知市、四万十市
福岡県	久留米市※、飯塚市、北九州市(小倉・黒崎)、直方市
佐賀県	小城市、唐津市
長崎県	諫早市※、大村市、長崎市
熊本県	熊本市(熊本)※、熊本市(植木)、八代市、山鹿市
大分県	豊後高田市※、大分市※、佐伯市、別府市
宮崎県	日南市、宮崎市、日向市
鹿児島県	鹿児島市※
沖縄県	沖縄市

※印は2期計画の認定を受けた市  
下線は計画期間終了の市

## 2. 「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」の概要

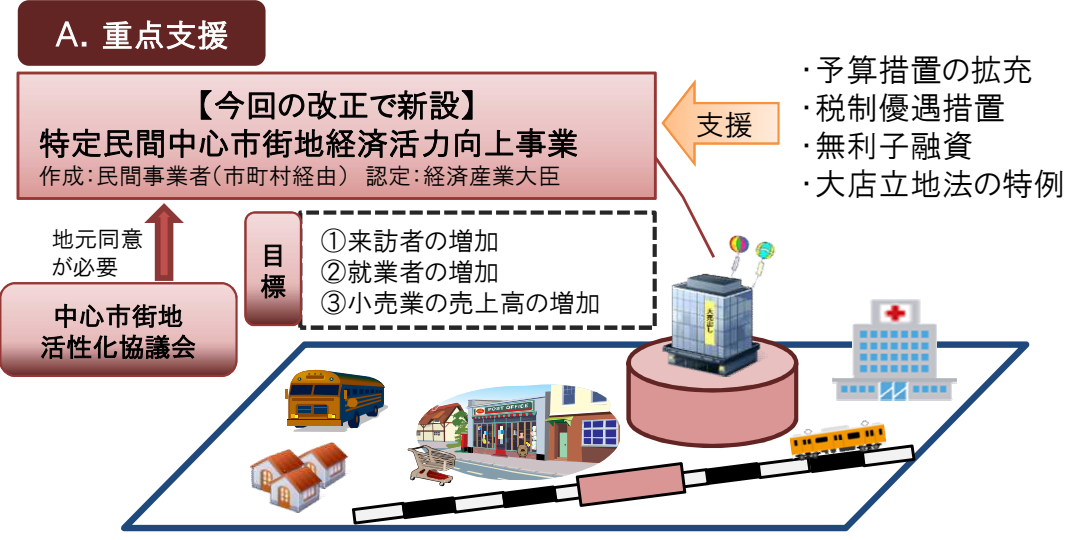
### 1. 背景

- (1) 少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況。
- (2) このような状況の中、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、国土交通省とも連携を図りつつ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図ることが有効。

### 2. 改正法の概要

- (1) 中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して行う事業を認定し、重点支援することで民間投資を喚起する制度を新たに創設。
- (2) 中心市街地の活性化を進めるため、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を認定する制度、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例、それぞれの中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度等を創設。

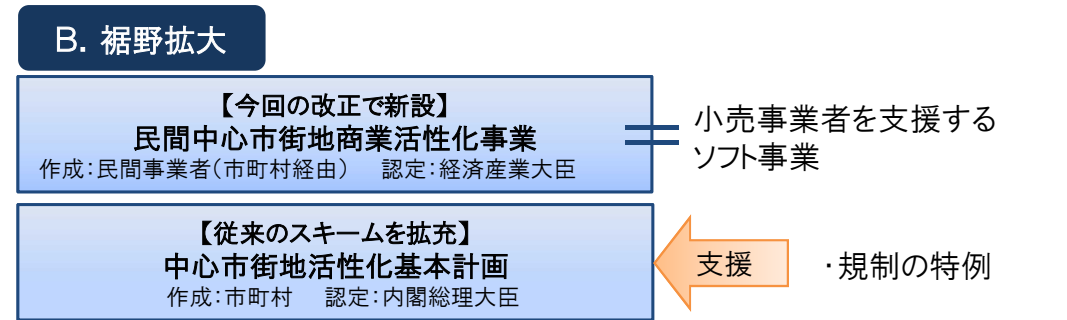
### 3. 措置事項の概要



**A. 重点支援(民間投資を喚起する新たな制度の創設)**

(1) 中心市街地における経済活力の向上を図るため、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設。

(2) 当該認定事業計画に対する特例措置として、①予算措置の拡充、②税制優遇措置(建物等の取得に対する割増償却制度等)の創設、③中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資、④地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化等の措置を講ずる。



**B. 裾野拡大(中心市街地活性化を図る新たな措置)**

※中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和する。(基本方針の改定)

(1) 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業(イベント・研修を行う事業)を認定する制度を新たに創設し、資金調達を円滑化する等の支援を行う。

(2) 道路占用の許可の特例措置、中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度といった規制の特例等の措置を講ずる。(国交省と連携)

# 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に対する支援措置

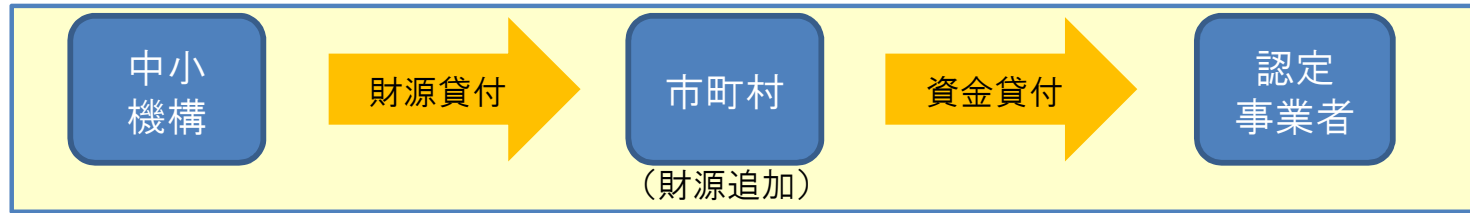
## 【法律による主な特例措置】

### ① 市町村版高度化融資(法第52条第2項)

独立行政法人中小企業基盤整備機構が市町村と協調して、当該事業に必要な資金の一部を無利子貸付するもの。

- 貸付割合:貸付対象事業費の80%以内
- 貸付対象:土地、建物、構築物、設備

[貸付の流れ]



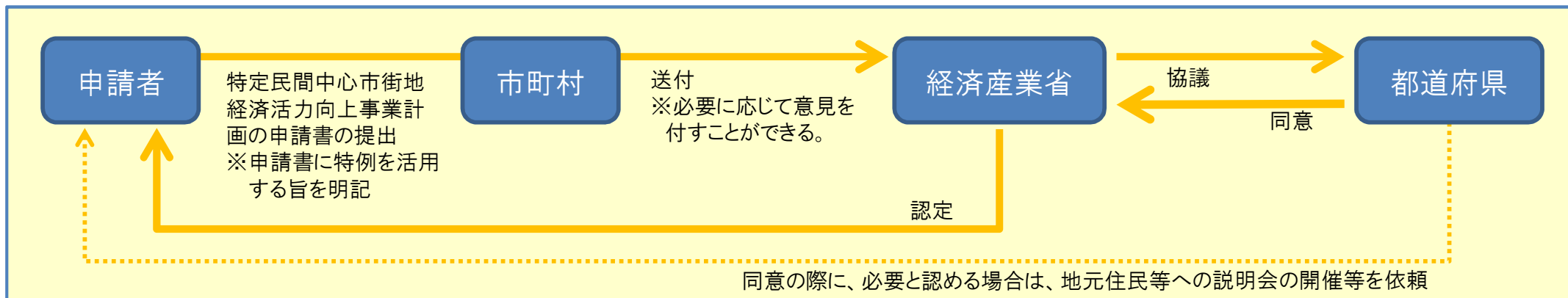
[留意事項]

- 市町村が貸付事業を行うのに必要な規程、体制等を整備していることを要する。
- 本貸付制度を活用する際には、市町村及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の審査を経て貸付の可否を決定。

### ② 大規模小売店舗立地法の特例(法第58条)

申請する事業が大規模小売店舗を立地する事業である場合、大規模小売店舗立地法に基づく届出等の手続を撤廃。

[特例適用の流れ]



## 【予算措置】

平成26年度補正予算

- 中心市街地再生事業費補助金

平成27年度予算案

- 中心市街地再興戦略事業費補助金、戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金

## 【税制優遇措置】

- 割増償却制度:5年間 割増率30%
- 登録免許税の税率を1/2軽減

## 【低利融資制度】

- 日本政策金融公庫からの貸付(企業活力強化資金)利率を引き下げ

# 中心市街地再生事業費補助金

平成26年度補正予算額 **22.0億円**

商務流通保安グループ 中心市街地活性化室  
03-3501-3754  
商務流通保安グループ 流通政策課  
03-3501-1708

## 事業の内容

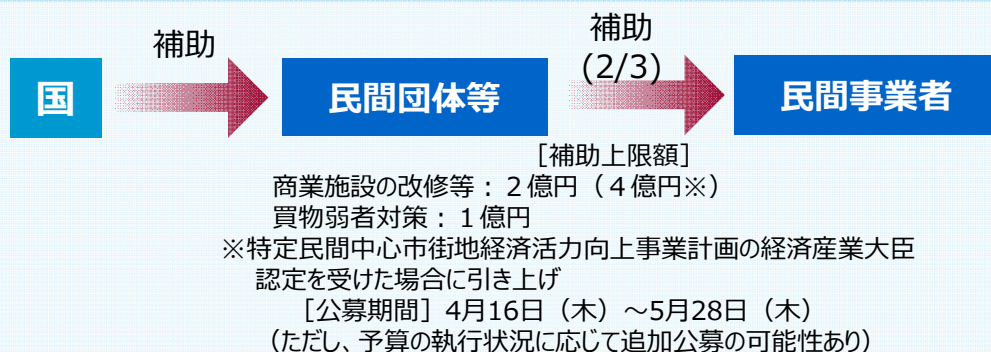
### 事業目的・概要

- 市町村が策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が実施する地域の中心市街地活性化に必要な施設の改修・リノベーション（例：集客力向上のための街並や景観の統一）等、雇用や地域の消費活性化に対して即効性が期待できる事業であって、中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力を向上させる事業に絞って支援します。
- 過疎地対策やコンパクトシティ化を進める中で不可欠となる買物弱者対策について、一刻も早い全国展開を図るための支援モデルを早期に構築します。

### 成果目標

- 中心市街地の歩行者通行量を20%以上増加させ、経済活力の維持・向上を目指します。
- 買物弱者対策に関する事業については、5年後の継続率を80%とし、補助事業者が設定する利用者数の維持・向上を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 商業施設の改修等の支援

改修前



改修後



既存施設を  
リノベーション

地域の個性や地域住民・近隣市町村・観光客等のニーズに即した事業で、雇用や消費活性化の効果が、中心市街地及び周辺地域に及ぶ施設整備事業。

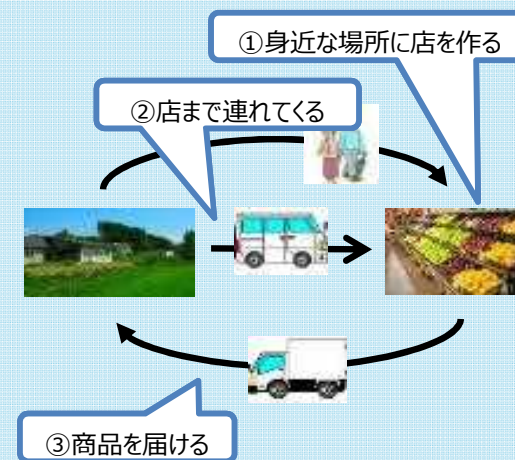
<要件>

- ① 中心市街地活性化基本計画に、基本方針で定める「経済活力の向上の為の事業」（第7章）に該当する事業として記載されていること。
- ② ニーズ調査等、事業化に向けた調査事業を実施していること。

### 買物弱者対策のための支援

中心市街地の活性化を始めとする「コンパクトシティ」を進めていく上で起こりうる、買物弱者問題等に対応する事業を支援します。

特に、様々なサービスと組み合わせる等の持続可能性が高いモデル事業を支援し、得られた成果を他の地域へ横展開していくことを通じて、買物環境の整備を促進します。



# 中心市街地再興戦略事業費補助金

## 平成27年度予算案額 6.0億円（6.9億円）

商務流通保安グループ  
中心市街地活性化室  
03-3501-3754  
中小企業庁 商業課  
03-3501-1929

### 事業の内容

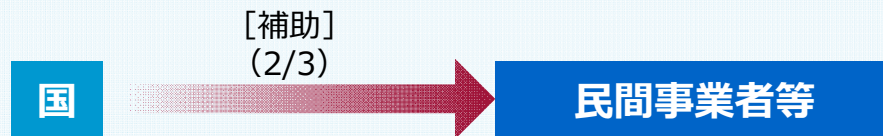
#### 事業目的・概要

- 地域経済において重要な役割を果たす中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を行います。
- 具体的には、地元住民や自治体等による強いコミットがあり、当該中心市街地だけではなく、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト（商業施設等の整備）を支援します。
- また、地域の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図るためのソフト事業、専門人材活用等を支援します。

#### 成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、中心市街地の歩行者通行量を20%以上増加させ、経済活力の維持・向上を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



#### [補助上限額]

調査事業、専門人材活用事業：1,000万円

先導的・実証的事業：2億円（4億円※）

※特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定を受けた場合に引き上げ

[公募期間] 3月9日（月）～5月28日（木）

（ただし、予算の執行状況に応じて追加公募の可能性有り）

### 事業イメージ

#### 高度な商機能の整備に向けた支援



事例）農産物直売所やスーパーショップ、スイーツカフェ等、住民や観光客等のニーズに対応出来る複合集客施設と大型駐車場を整備する事業

#### （1）調査事業

地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るために行う調査・分析

#### （2）先導的、実証的事業への支援

中心市街地の活性化に効果がある事業で、中活基本計画第7章に記載された施設整備事業及びソフト支援事業

#### （3）専門人材の活用に対する支援

まちづくり・商業・都市計画等に関し、専門的な知見を有するタウンマネージャー等の活用

# 戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金

## 平成27年度予算案額 3.2億円（3.2億円）

### 事業の内容

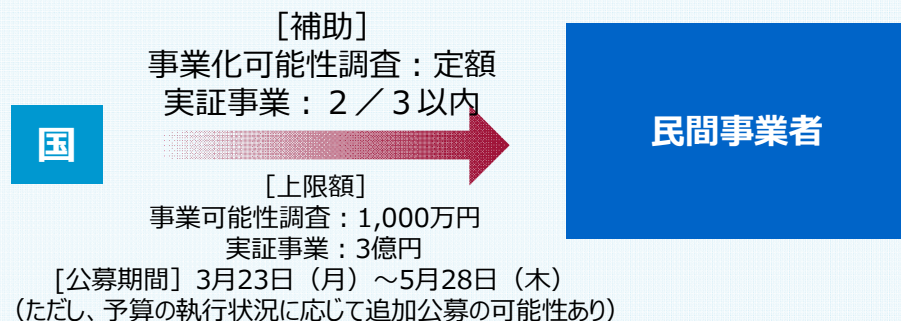
#### 事業目的・概要

- 「中心市街地の活性化に関する法律」に定める経済産業大臣認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、民間事業者が整備する高度な商業施設等に対して、施設全体のエネルギー使用適正化を図るためのエネルギー管理システム（BEMS）や高効率空調機器等の省エネルギー設備を導入するモデル事業を支援します。
- この事業を通じて、中心市街地における省エネルギーを推進し、環境に配慮したまちづくりに向けた先進的な商業施設モデルを実証すると共に、全国の中心市街地への横展開を目指します。

#### 成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、本事業を通じて、中心市街地の商業施設において高いエネルギー効率の改善（40%以上）を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 商業施設等への、省エネルギー設備等の導入



#### 中心市街地における先進的な商業施設

中心市街地における省エネルギーの推進

持続可能な環境配慮型まちづくりに向けた商業施設モデルの全国展開



# まちプロデュース活動支援事業

## 平成27年度予算案額 1.6億円（1.9億円）

商務情報政策局 商務流通保安グループ  
中心市街地活性化室  
03-3501-3754  
中小企業庁 商業課  
03-3501-1929

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 日本再興戦略に掲げる「民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化」のためには、各地域に投資を呼び込める人材が必要不可欠です。このため、まちづくりに関する豊富な知識やノウハウを有するとともに、事業を起こしキャッシュフローを生み出せるタウンマネージャー等を育成します。
- また、中心市街地活性化の理念、意義、内容について理解が深まるよう普及活動を行うとともに、新たな分野の専門家等を掘り起こして人材のプールを拡充し、地域と人材プールとのマッチングを強化することで、地域の個性を活かしたまちづくりを支援します。

#### 成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、当事業による研修受講後に中心市街地や商店街の活性化に向けた事業を企画・実施する人材を90人以上輩出することを目指します。

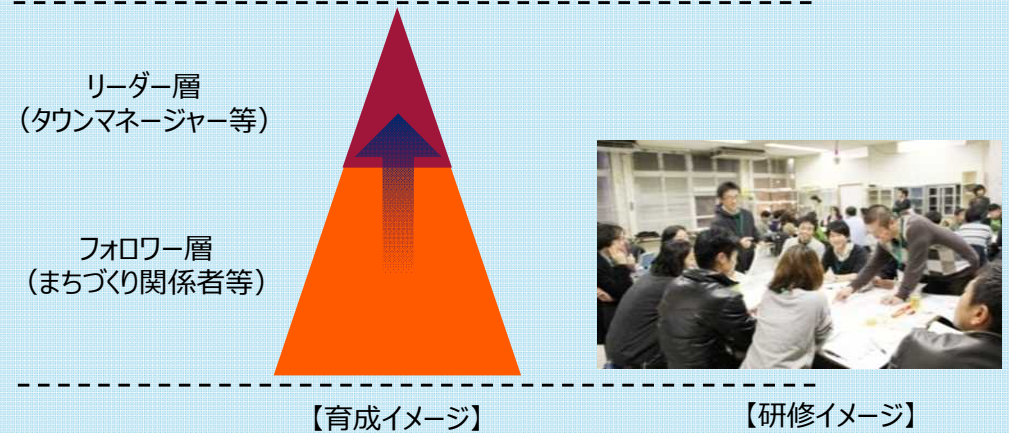
#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 事業目的・概要

- まちづくり会社、商工会議所、自治体等の担当者や学生等の感心層を公募し、まちづくりに関するスキルの習得を図る研修やインターンシップを通して、まちづくりのリーダー（タウンマネージャー）を育成します。



- まちづくりのリーダーに加え、新たな分野の専門家（デザイナーやクリエイター等）も掘り起こした上で、地域と人材、人材と人材とのマッチングを通じて人材の活用を図ります。
- 関連サイトに、取組事例、人材情報、各種会議の内容、調査結果、コラム等を掲載していくことで、まちづくりにとって有益な情報集約・情報発信・情報交換等の場を提供します。

# 中心市街地活性化のための税制措置 (法人税・所得税・登録免許税・法人住民税・事業税)

○中心市街地活性化法の改正にあわせ、中心市街地活性化の核となる民間事業について、土地・建物や設備等の取得時の減税措置を整備することで、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。

**改正概要** 【適用期間:①2年間(平成28年度末まで)、②2年間(平成27年度末まで)】

○中心市街地活性化法の改正により創設する「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる

- ①建物及び建物附属設備、構築物の取得に対し、5年間 30%の割増償却制度を創設する。
- ②土地・建物の取得に対し、土地・建物の所有権の保存登記及び移転登記の際の登録免許税を1/2とする措置を創設する。

「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(仮称)」  
認定までの流れ

中心市街地活性化基本計画  
※市町村が作成

- 中心市街地活性化協議会との協議
- 内閣総理大臣認定

認定中心市街地活性化基本計画

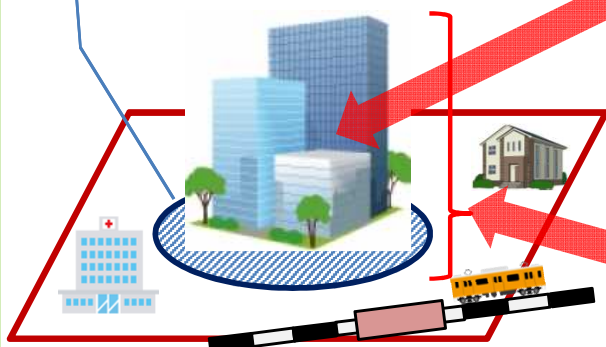


特定民間中心市街地  
経済活力向上事業計画  
※民間事業者作成(市町村経由で申請)

- 中心市街地活性化協議会の同意
- 市町村は意見を付すことができる
- 経済産業大臣認定

認定特定民間中心市街地  
経済活力向上事業計画

特定民間中心市街地  
経済活力向上事業計画(仮称)



中心市街地活性化基本計画

「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(仮称)」  
に係る課税の特例措置

①建物・建物附属設備・構築物の取得

割増償却制度の創設(5年間 割増率30%)

②土地・建物の取得時の登記

登録免許税の税率を1/2軽減

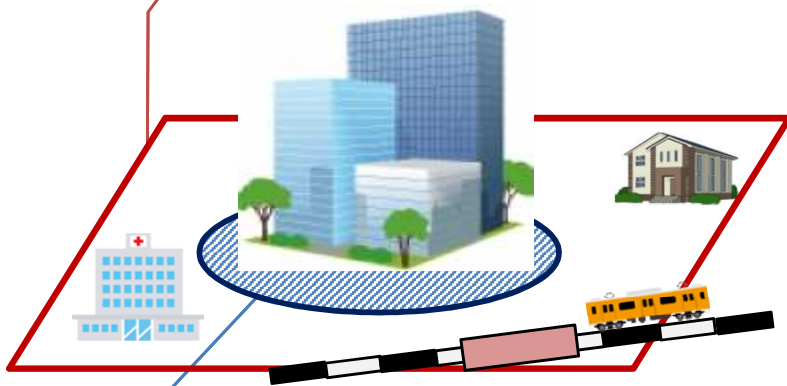
所有権の保存登記 1,000分の2 (本則1,000分の4)  
所有権の移転登記 1,000分の10 (本則1,000分の20)

# 日本政策金融公庫からの低利融資(企業活力強化資金)

中小企業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに中小企業者のものづくり基盤技術の高度化を促進する。

## <貸付対象>

### 中心市街地活性化基本計画 <貸付対象②>



### 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画 <貸付対象③④>

(※)0.50~1.85%(平成27年3月11日時点)。ただし、左記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む)等に応じて、所定の利率が適用されますので、詳しくは日本政策金融公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

① 卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等

貸付利率(年利)	特別利率①、②(中小企業事業)、特別利率①、②、③(国民生活事業)(※)
貸付限度額	7億2,000万円(中小企業事業)、7,200万円(国民生活事業)
うち特別利率の適用限度額	2億7,000万円(中小企業事業)
貸付期間	設備資金 最長20年以内、運転資金 最長7年以内

② 中心市街地関連地域において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者

貸付利率(年利)	特別利率①、②(中小企業事業)、特別利率②、③(国民生活事業)(※)
貸付限度額	7億2,000万円(中小企業事業)、7,200万円(国民生活事業)
うち特別利率の適用限度額	2億7,000万円(中小企業事業)
貸付期間	設備資金 最長20年以内、運転資金 最長7年以内

③ 中心市街地の活性化に関する法律第50条第4項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき当該事業を実施する者

貸付利率(年利)	特別利率③(中小企業事業)(※)
貸付限度額	7億2,000万円
うち特別利率の適用限度額	7億2,000万円
貸付期間	設備資金 最長20年以内、運転資金 最長7年以内

④ ③の計画認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等

貸付利率(年利)	特別利率③(中小企業事業)(※)
貸付限度額	7億2,000万円
うち特別利率の適用限度額	2億7,000万円
貸付期間	設備資金 最長20年以内、運転資金 最長7年以内